

3日獣発第266号
令和4年2月3日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

マイクロチップの登録に係る環境省データベースへの移行登録サイトの開設のお知らせと貴会会員等への周知のお願い(依頼)

令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録が義務付けられることとなり、登録については環境大臣が指定する指定登録機関が登録等の業務を行うこととなりました。令和3年6月には、日本獣医師会がマイクロチップの登録を行う指定登録機関として指定され、令和4年6月の施行に向けた準備を進めているところです。

このたび、日本獣医師会の登録データベース(AIPO)の登録者も含めた既存の民間登録団体に登録済みの犬及び猫の飼い主が、新しく開設する環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にも登録を希望する場合に、移行登録の予約を受け付けるための移行登録サイトを下記のとおり構築いたしました。法施行後の行政機関による犬猫のマイクロチップ情報検索の際には、既存の民間登録団体の登録情報も引き続き検索いただくよう協力を依頼する予定としていますが、検索データベースの一本化を図るため、貴会会員等の皆様に移行登録サイトをご周知の上、本サイトの活用について普及・推進いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

環境省データベースへの移行登録受付サイト

<https://www.aipo.jp/transfer>



本件に関する問合せ

日本獣医師会事務局(担当: 蓑島、本田、中村)

Email. infomc@nichiju.or.jp Tel. 03-6384-5320

犬や猫のマイクロチップを、既存の民間登録団体
(Fam、JKC、AIPOなど)に登録している飼い主の方へ



NEW OPEN !



**環境省のマイクロチップ登録サイト
「犬と猫のマイクロチップ情報登録」が
令和4年6月1日から始まります！**

犬や猫のマイクロチップの登録をしている飼い主の方は、

令和4年5月31日までに「移行登録サイト」にアクセスし、

手続きをすれば、**無料**※で**環境省のデータベースにも**登録できます

両方に
登録すれば
より安心！

※ 本サイトで登録受付後、現在、登録されている登録団体に、登録があるかどうかの確認を行います。登録がなかった場合には、装着・登録が証明できないため移行登録はできません。

<https://www.aipo.jp/transfer>

手続きはこちら →



Hurry up !

大切な家族であるペットの
ために、手続きは今すぐ！

環境省のデータベースに登録されるのは
令和4年6月1日となります

お問合せ

公益社団法人日本獣医師会
電話 03-6384-5320
メール infomc@nichiju.or.jp

